



1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等（全世界対象）

（1）上陸拒否の対象地域からの入国

上陸申請日前14日以内に152の国・地域に滞在歴のある外国人については、「特段の事情」がない限り、上陸を拒否
(詳細については「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」を参照)

○「特段の事情」があるとして入国・再入国を許可する具体的な例は、次のとおり

①必要な防疫措置を確約できる受入企業・団体が本邦にあるもの

（在外公館において査証の発給を受ける際、防疫措置に関し、受入企業・団体による誓約書を提出。「短期滞在」は商用に限る。）

なお、この仕組みにより本邦へ渡航する者は、当分の間、「特段の事情」がないものとして上陸を拒否

②再入国許可（みなし含む。）による再入国

③日本人・永住者の配偶者又は子の新規入国

④その他人道上の配慮の必要性がある場合 など

※ 防疫措置として、出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査証明の取得、入国情の検疫での抗原定量検査、14日間の自宅等待機・公共交通機関不使用要請等あり。詳細は「外国人の入国・再入国に係る出国前検査証明について」を参照

（2）上陸拒否の対象地域以外からの入国

上陸拒否の対象地域以外からの入国については、在外公館において査証の発給を受ける際、防疫措置に関し、受入企業・団体による誓約書を提出（日本人・永住者の配偶者又は子等、人道上の配慮の必要性がある場合は誓約書不要）。

「短期滞在」は商用目的に限る。

なお、当分の間、必要な防疫措置を確約できる受入企業・団体が本邦にあるものとして発給を受けた査証の効力を停止し、入国不可。

※ 防疫措置として、14日間の自宅等待機・公共交通機関不使用要請等あり。

なお、当分の間、上陸拒否の対象地域以外から入国する場合であっても、出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査証明の取得、入国情の検疫での抗原定量検査等、検疫措置を強化

2 国際的な人の往来の再開（二国間）※この仕組みにより発給された査証については、当分の間、効力を停止し入国不可

感染状況が落ち着いている国・地域を対象として、ビジネス上必要な人材等の出入国を、追加的な防疫措置を条件として、準備が整い次第、試行的に順次実施

（協議・調整の対象国・地域）

・ベトナム、タイ、オーストラリア、ニュージーランド（令和2年6月18日公表）

・カンボジア、シンガポール、韓国、中国、香港、マカオ、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、台湾（令和2年7月22日公表）

⇒ベトナム、タイ、カンボジア、シンガポール、マレーシア、ミャンマー、ラオス、台湾、韓国、ブルネイ、中国について、主に長期滞在者を対象とした「レジデンストラック」（14日間の自宅等での待機が前提）を実施中（詳細は[こちら](#)）

⇒シンガポール、韓国、ベトナム、中国について、主に短期出張者を対象とした「ビジネストラック」を実施

（詳細は[こちら](#)：[シンガポール](#) / [韓国](#) / [ベトナム](#) / [中国](#)）

「ビジネストラック」の場合、14日間の自宅等待機要請期間中、限定的な範囲内で行動制限を緩和。